

改正

平成19年7月1日
平成19年12月25日
平成20年7月1日
平成22年4月1日
平成30年4月1日
令和2年2月1日

西東京市広告掲載要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市（以下「市」という。）の公共物等に広告を掲載することにより、市の新たな財源の確保及び歳出の削減並びに市民のサービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 広告掲載の対象

広告を掲載できる公共物等（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、市長が広告の掲載をすることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市が所有する備品、施設等の財産
- (4) その他市長が認めるもの

2 前項に規定する広告の掲載に類すると市長が認めるものについても、この要綱の規定を適用する。

第3 掲載できる広告の基準

掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないと市長が認めるものとする。

- (1) 法令の規定に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の信用若しくは品位を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝するもの
- (5) 政治、宗教、外交、社会問題等に係るもの
- (6) 暴力、脅迫その他非合法な行為に係るもの
- (7) 差別、偏見等を助長するおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

第4 広告の規格等

広告の規格、掲載期間、掲載位置、掲載枠数、広告掲載料等は、広告媒体ごとに別に定める。

第5 広告の募集方法等

広告の募集方法及び選定方法（審査機関等の選定等）は、広告媒体ごとにその内容等に応じて、別に定める。

第6 審査機関

広告の掲載の可否について公平・公正な審査を行うため、西東京市広告選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広告の掲載に係る重要事項の調査、研究等に関すること。
- (2) 掲載する広告の審査に関すること。
- (3) 前号の審査の結果についての市長への報告又は行政委員会への通知に関すること。

2 市長は、前項第3号の報告を受け、広告の掲載の可否を決定する。

3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画部長
- (2) 企画部企画政策課長

- (3) 企画部財政課長
 - (4) 企画部秘書広報課広報広聴担当課長
 - (5) 総務部総務課法規文書担当課長
 - (6) 生活文化スポーツ部産業振興課長
 - (7) 生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長
 - (8) 教育部教育企画課長
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画部長をもって充て、副委員長は企画部企画政策課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

第9 状況報告

市長は、必要に応じて広告の表示者等から報告又は資料の提出を求めることができる。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

附 則（平成19年7月1日）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日）

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月1日）

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。